

やまがたフルーツ 150 周年記念ロゴマーク等使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年の「やまがたフルーツ 150 周年」を記念して山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会（以下「PR協議会」という。）が作成したロゴマーク及びキャッチフレーズ（別図。以下「ロゴマーク等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 ロゴマーク等は、山形県産フルーツの消費拡大及び認知度向上に資する取組みのために使用することができる。

(使用の申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめPR協議会会長に対してロゴマーク等使用承認申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用するとき
- (2) PR協議会の構成員が広報の目的で使用するとき
- (3) 県又は地方公共団体が広報の目的で使用するとき
- (4) PR協議会会長が承認したやまがたフルーツ150周年タイアップ企画に使用するとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、PR協議会会長が適正と認めるとき

(使用の承認)

第4条 PR協議会会長は、前条の規定による申請について適正と認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を認めないものとし、その結果を通知するものとする。

- (1) この要綱の定めに反するおそれがあるとき。
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、PR協議会会長が適当ではないと認めるとき。

2 前項による承認を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

(使用期間)

第5条 ロゴマーク等の使用期間は、令和6年4月17日から令和8年3月31日までとする。なお、期間中に作成したものに関しては、以後の使用を認めるものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(遵守事項)

第7条 ロゴマーク等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第1項各号のいずれかに該当し、又はその恐れがある使用をしてはならない。
- (2) 別に定める「やまがたフルーツ 150周年記念ロゴマーク等使用マニュアル」に定めた色、形状等を遵守しなければならない。
- (3) 第4条第2項の規定による条件がある場合は、これを遵守しなければならない。
- (4) ロゴマーク等の使用に関する事故又は苦情については、使用者が誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(承認の変更)

第8条 使用者は、ロゴマーク等の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク等使用承認内容変更申請書（別記様式第2号）をPR協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(適正使用の確保)

第9条 PR協議会会長は、必要に応じて、使用者からロゴマーク等の使用状況について報告を求め、又は検査を行うことができる。

- 2 使用者がこの要綱又は承認内容に反していると認められる場合は、その承認を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消されたものは、ロゴマーク等を使用することができない。

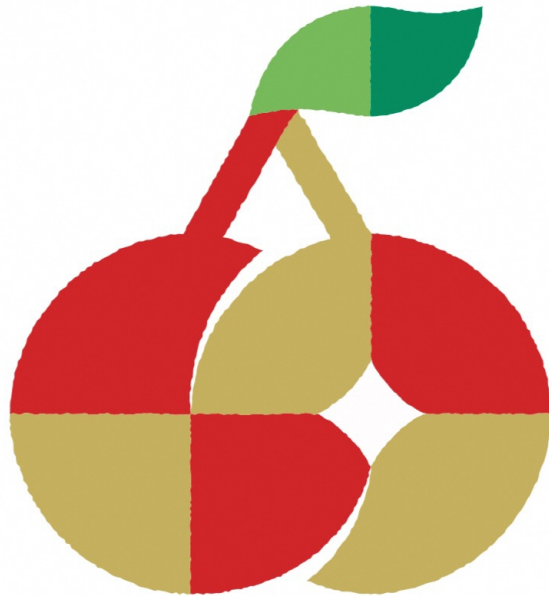
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項についてはPR会議が山形県に協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

別図



いちずに、かじつ。

150th

YAMAGATA FRUITS

■ デザインコンセプト

「フルーツ王国やまがた」の象徴である「さくらんぼ」の果実を七宝[※]に見立てました。フルーツ産業や県民の反映、生産者と消費者の結びつきを縁起の良い七宝の意味と重ね合わせ、150周年のお祝いや豊穡をイメージした金と赤のカラーでデザインしました。

※七宝（しっぽう）：円形が連続して繋がる模様です。人と人との繋がりや繁栄の意味が込められたおめでたい柄とされています。

■ キャッチフレーズ

一途にくだものづくりに打ち込んだ先人たちの挑戦の歴史を振り返り、そのような思いとともにフルーツ王国やまがたを未来につないでいこうという決意を表現しました。

■ ロゴマーク等の使用について

県産フルーツや関連商品のパッケージ等に幅広く利用いただきます。手続きをいただくことで、県内外、個人・団体を問わず広く利用いただけます。

別記
様式第1号

年 月 日

やまがたフルーツ 150 周年記念ロゴマーク等使用承認申請書

山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会会長 殿

(申請者)
住 所
名 称
代 表 者

やまがたフルーツ 150 周年記念ロゴマーク等使用管理要綱の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
期間又は期日	自： 年 月 日 () 至： 年 月 日 ()
使 用 内 容	(種類、規格、金額、場所など、企画に応じて具体的に記入してください。)
担当者連絡先	職・氏名 電話番号 メー ル

※申請者の規約や概要、商品のパンフレットなど参考資料を添付してください。

やまがたフルーツ 150周年記念ロゴマーク等使用承認内容変更申請書

山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会会長 殿

(申請者)
住 所
名 称
代 表 者

令和 年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について次のとおり変更
したいので申請します。

	変更前	変更後
使 用 目 的		
期 間 又は 期 日	自： 年 月 日 () 至： 年 月 日 ()	自： 年 月 日 () 至： 年 月 日 ()
使 用 内 容		
担 当 者 連 絡 先	職・氏名 電話番号 メー ル	職・氏名 電話番号 メー ル

※変更の内容がわかる資料を添付してください。